

デリバティブ取引関係

PR社は東京証券取引所第1部の上場企業である。以下のPR社に関する資料に基づき、有価証券報告書のデリバティブ取引に関する注記について、①～⑯に記載すべき事項を解答しなさい。なお、PR社の当連結会計年度は×23年4月1日より始まる1年間である。また、PR社には複数の子会社が存在しており、PR社は連結財務諸表提出会社である。

【資料】

1. PR社グループの海外取引等に関する事項

(1) 輸入取引

ある子会社では、以前より海外より一部の商品を輸入し、国内にて販売を行っている。また、輸入商品の決済金額に係る為替変動リスクを回避するため、 α 銀行と為替予約取引を行っており、当期末における為替予約取引は下記のとおりである。

① 当期輸入済み債務について

当期輸入代金100,000千米ドル（翌期5月末日決済期日、先物為替相場81円/米ドル）について、円売りドル買いの為替予約取引を行っている。なお、当期末における為替予約残高は40,000千米ドルであり、当期末において α 銀行より入手した当該デリバティブ資産の時価は△500千円（評価損益：△500千円）であった。また、当該為替予約取引については、ヘッジの有効性が否定されている。

② 翌期以降輸入予定取引に係る債務について

当期下半期において、今後の数年間の輸入取引に使用する目的で、毎月同額、同一レートの円売りドル買いの為替予約を包括的な取引として行っている。なお、当社には為替相場の合理的な予測に基づく売上と輸入に係る合理的な経営計画（当期末より2年）が存在しており、かつ、損失が予想されない。よって、当該経営計画に基づく予定取引の発生可能性については極めて高いと判断され、ヘッジの有効性が認められている。また、PR社では、合理的な経営計画の範囲において原則的処理方法を採用している。

為替予約決済期間	為替予約契約金額	先物為替相場	当期末時価	当期評価損益
×23年4月1日～×24年3月31日	240,000千米ドル	80円/米ドル	△920千円	△920千円
×24年4月1日～×25年3月31日	240,000千米ドル	80円/米ドル	△1,050千円	△1,050千円
×25年4月1日～×26年3月31日	240,000千米ドル	80円/米ドル	△1,220千円	△1,220千円
×26年4月1日～×27年3月31日	240,000千米ドル	80円/米ドル	△1,380千円	△1,380千円
×27年4月1日～×28年3月31日	240,000千米ドル	80円/米ドル	△1,530千円	△1,530千円

（注）期末時価及び評価損益の金額は、 α 銀行より提示された金額である。

(2) 輸出取引

PR社では、以前より海外に対し国内業者から仕入れた商品の一部を輸出し、海外の得意先に販売を行っている。また、輸出商品の決済金額に係る為替変動リスクを回避するため、 β 銀行と為替予約取引を行っており、当期末における為替予約取引は下記のとおりである。

当期輸出代金300,000千ユーロ（翌期4月末日決済期日、先物為替相場120円/ユーロ）について、円買いユーロ売りの為替予約取引を行っている。なお、当期末における為替予約残高は30,000千ユーロであり、当期末において β 銀行より入手した当該デリバティブ資産の時価は1,800千円（評価損益：1,800千円）であった。また、当該為替予約取引については、ヘッジの有効性が否定されている。

2. P R 社グループの借入金等に関する事項

(1) 金融機関からの借入について

P R 社グループでは、親会社である P R 社が各社の資金状況を勘案し、金融機関より借入を実施し各社の資金状況を管理している。なお、P R 社の当期末における金融機関別借入金残高は下記のとおりである。

借入先	金利条件	1年内返済金額	1年超返済金額	借入金残高合計
A銀行	借入金利息引落日の Libor に基づく 変動金利	120,000 千円	480,000 千円	600,000 千円
B銀行	借入金利息引落日の Libor に基づく 変動金利	200,000 千円	20,000 千円	220,000 千円
C銀行	借入金利息引落日の Libor に基づく 変動金利	360,000 千円	2,080,000 千円	2,440,000 千円

(2) 金融機関との金利スワップ契約について

P R 社では、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、複数の金融機関と金利スワップ契約を行っている。なお、当期末における金利スワップの状況は下記のとおりである。また、金利スワップの当期末契約元本と、借入金の残高合計は全て一致している。

契約先	支払金利条件	受取金利条件	当期末における金利スワップの時価	当期末における金利スワップの評価損益
A銀行	年間固定金利 2.5%	借入金利息引落日の Libor に基づく 変動金利	△1,800 千円	△1,800 千円
B銀行	年間固定金利 1.8%	借入金利息引落日の Libor に基づく 変動金利	△250 千円	△250 千円
C銀行	年間固定金利 1.5%	借入金利息引落日の Libor に基づく 変動金利	1,360 千円	1,360 千円

(注 1) A銀行との金利スワップ契約については、金利スワップの想定元本、契約期間が借入元本、借入期間とほぼ一致しており、ヘッジの有効性が認められていることから、金利スワップの特例処理を適用している。

(注 2) B銀行との金利スワップ契約については、ヘッジの有効性が否定されている。

(注 3) C銀行との金利スワップ契約については、ヘッジの有効性が認められているため、ヘッジ会計を適用している。

(注 4) 上記における期末時価及び評価損益の金額は、各銀行より提示された金額である。

【解答上の留意事項】

1. 金額の記入が不要な解答箇所には「-」を記入すること。
2. 金額がマイナス記入となる箇所については、数字の前に「△」を付すこと（例：△1,000）。
3. 税効果会計の適用は無いものとする。

【注記】

当連結会計年度（自 ×23年4月1日 至 ×24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	当連結会計年度（×24年3月31日）			
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	(①)	(②)	()	(③)
	売建 ユーロ	()	()	(④)	()
	合計	()	()	()	()

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

区分	取引の種類	当連結会計年度（×24年3月31日）			
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	(⑤)	(⑥)	()	(⑦)
	合計	()	()	()	()

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（×24年3月31日）		
			契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	(⑧)	(⑨)	(⑩)
	合計		()	()	()

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（×24年3月31日）		
			契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	(⑪)	(⑫)	(⑬)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	(⑭)	(⑮)	注2
	合計		()	()	()

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

【出題論点】

1. 通貨関連のデリバティブ（為替予約）について、注記金額等の算定
2. 金利関連のデリバティブ（金利スワップ）について、注記金額等の算定
3. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引の注記の作成
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の注記の作成

【解説】

1. デリバティブ取引に関する注記

財務諸表等規則第8条の8第1項（連結財務諸表等規則15条の7第1項）によると、デリバティブ取引に関する注記としては、以下の事項を注記することが必要になります。

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（取引の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載）

取引の対象物（通貨、金利等）の種類ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 貸借対照表日における時価及び評価損益

ハ 時価の算定方法

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載）

取引の対象物（通貨、金利等）の種類ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 時価の算定方法

以前は、「1. 取引の状況に関する事項」に定性的情報を記載し、「2. 取引の時価等に関する事項」に定量的情報を注記していましたが、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末から『企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針』』が適用されたことに伴い、上記の事項を注記することとなりました。

なお、当該改正により、定性的情報は金融商品関係の注記に記載され、定量的情報は、金融商品関係の注記及びデリバティブ関係の注記に記載されることとなっています。

2. 通貨関連（注記金額等の算定）

為替予約取引については、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引とヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引に区分します。また、「売建」と「買建」とに分類し、かつ通貨ごとに時価等を記載します。なお、金額の算定は以下のとおりです。

(1) ヘッジ会計の適用されていないデリバティブ取引 買建（米ドル）

契約額等：① 輸入済み債務 40,000 千米ドル $\times @81 = 3,240,000$ 千円（問題文 1. (1)① より）
先物相場

② 翌期以降輸入予定債務 240,000 千米ドル $\times 3 \text{ 年} \times @80 = 57,600,000$ 千円
先物相場

(注) 「金融商品会計に関する実務指針 331 項」及び「金融商品会計に関する Q & A Q 55-2」によれば、予定取引発生時までの期間が 1 年以上のものは、原則として投機目的として考えられます。ただし、1 年以上の予定取引についても、為替相場の合理的な予測に基づく売上と輸入取引に係る合理的な経営計画があり、かつ、損失が予測されない場合には、当該予定取引を妥当と認められる場合も考えられます。したがって、本問では、問題文 1. (1)② に記載の合理的な経営計画の範囲（2 年）を超える為替予約取引（ $\times 25$ 年 4 月 1 日以降の 3 年分）については、予定取引に該当しないため、ヘッジ会計を適用することが出来ないことに留意が必要です。

③ ① + ② = 60,840,000

1 年超の契約金額：上記② 57,600,000 千円

時 價：① 輸入済み債務 $\triangle 500$ 千円

② 翌期以降輸入予定債務 $\triangle 1,220$ 千円 + $\triangle 1,380$ 千円 + $\triangle 1,530$ 千円 = $\triangle 4,130$ 千円

③ ① + ② = $\triangle 4,630$ 千円

評価損益： $\triangle 4,630$ 千円（上記時価③と同様）

(2) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 売建（ユーロ）

契約額等：30,000 千ユーロ $\times @120 = 3,600,000$ （問題文 1. (2) より）
先物相場

時 價：1,800 千円（問題文 1. (2) より）

評価損益：1,800 千円（上記時価と同様）

(3) ヘッジ会計が適用されるデリバティブ取引 買建（米ドル）

契約額等：翌期以降輸入予定債務 240,000 千米ドル $\times 2 \text{ 年} \times @80 = 38,400,000$ 千円
先物相場

(注) 上記 2. (1)② 記載のとおり、予定取引に該当するのは、合理的な経営計画期間の 2 年分だけとなることに留意が必要です。

1 年超の契約金額：240,000 千米ドル $\times @80 = 19,200,000$ 千円（為替予約決済期間が $\times 24$ 年 4 月 1 日～ $\times 25$ 年 3 月 31 日の金額のみ）

時 價： $\triangle 920$ 千円 + $\triangle 1,050$ 千円 = $\triangle 1,970$ 千円

3. 金利関連（注記金額等の算定）

金利スワップについては、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引とヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引に区分します。また、「固定受取・変動支払」・「変動受取・固定支払」というように受取金利と支払金利の種類により区分して記載します。なお、本問における金利スワップ契約をまとめると、下記のとおりとなります。

契約先	会計処理方法	契約額等	1年超契約額等	時価	評価損益
A銀行	金利スワップの特例処理	600,000千円	480,000千円	(注2)	(注2)
B銀行	ヘッジ会計が適用されていない	220,000千円	20,000千円	△250千円	△250千円
C銀行	原則的処理方法	2,440,000千円	2,080,000千円	1,360千円	1,360千円

（注1）契約額等・1年超契約額等については、問題文2. (1)の表に記載の借入金残高を記載する。

（注2）A銀行との金利スワップ契約については、問題文より金利スワップの特例処理を採用するため、時価及び評価損益は計上されないことに留意が必要です。

【記入例】

当連結会計年度（自 ×23年4月1日 至 ×24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	当連結会計年度（×24年3月31日）			
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	(60,840,000)	(57,600,000)	(△4,630)	(△4,630)
	売建 ユーロ	(3,600,000)	(-)	(1,800)	(1,800)
	合計	(64,440,000)	(57,600,000)	(△2,830)	(△2,830)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

区分	取引の種類	当連結会計年度（×24年3月31日）			
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	(220,000)	(20,000)	(△250)	(△250)
	合計	(220,000)	(20,000)	(△250)	(△250)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（×24年3月31日）		
			契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	(38,400,000)	(19,200,000)	(△1,970)
	合計		(38,400,000)	(19,200,000)	(△1,970)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（×24年3月31日）		
			契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	(2,440,000)	(2,080,000)	(1,360)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	(600,000)	(480,000)	注2
	合計		(3,040,000)	(2,560,000)	(1,360)

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。